

# 国民体育大会委員会医事部会規程

## 第1章 総則

**第1条** この規程は、国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）規程第9条の規定に基づいて設置された、国体委員会医事部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

## 第2章 審議事項

**第2条** 部会は、国民体育大会における選手の医科学サポート及びドーピングコントロールなど、医事関係についての専門事項を審議する。

## 第3章 部会委員及び部会長

**第3条** 部会は、次の部会委員をもって構成する。

- (1) 国体委員会委員長が、国体委員会委員の中から指名する若干名の部会委員
- (2) 国体委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の部会委員

**第4条** 部会の部会長は、国体委員会委員長が国体委員会委員の中から指名した者があたる。

## 第4章 任期

**第5条** 部会委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任は妨げない。

## 第5章 部会

**第6条** 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。

**第7条** 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決定する。

## 第6章 補則

**第8条** その他部会について必要な事項は、国体委員会で定める。

### 附則1

1. この規程は、平成14年7月2日から施行する。

### 附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。